

厚生労働省  
和歌山労働局発表  
平成22年11月1日

担 当	厚生労働省 和歌山労働局 職業安定部 職業対策課
	課長 木村 孝 課長補佐 石川 堅一 高齢者対策担当官 石本 靖明 電話 073-488-1161

## 平成22年6月1日現在の高年齢者の雇用状況について

～希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は約46%と着実に進展～

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）により、年金（定額部分）の支給開始年齢（現行64歳→平成25年4月から65歳）までの高年齢者雇用確保措置を講じることが企業に義務付けられています。

厚生労働省では、高年齢者雇用確保措置を定着させるとともに、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合及び企業の実情に応じた何らかの仕組みで70歳まで働ける企業の割合を平成22年度末を目途にそれぞれ50%、20%とすることを目指し、取組を進めています。

今般、和歌山県内における平成22年6月1日現在の同報告を集計し、その結果を取りまとめたので、公表を行います。

### 《ポイント》

#### 1 高年齢者雇用確保措置等の実施状況

- 平成22年6月1日現在、31人以上規模の企業<sup>(注1)</sup>のうち、高年齢者雇用確保措置<sup>(注2)</sup>の実施企業の割合は、93.4%（前年比1.8ポイント増）（51人以上規模の企業で95.2%）  
うち、中小企業<sup>(注3)</sup>は93.1%（前年比1.8ポイント増）（51人～300人規模の企業で94.8%）  
大企業<sup>(注4)</sup>は100%（前年比2.2ポイント増）。
- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業<sup>(注5)</sup>の割合は45.6%（前年比2.7ポイント増）（51人以上規模の企業で40.9%）  
うち、中小企業は46.7%（前年比2.9ポイント増）（51人～300人規模の企業で42.2%）  
大企業は23.3%（前年比0.3ポイント減）
- 「70歳まで働ける企業」<sup>(注6)</sup>の割合は16.4%（前年比0.3ポイント増）  
（51人以上規模の企業で14.8%）  
うち、中小企業は17.0%（前年比0.4ポイント増）（51人～300人規模の企業で15.6%）  
大企業は4.7%（前年比1.8ポイント減）

#### 2 高年齢者雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

～高年齢者の常用労働者数が増加～

- 60～64歳の常用労働者数は8,805人（前年比10.3ポイント増）
- 65歳以上の常用労働者数は2,941人（前年比3.0ポイント減）

### **3 今後の取組**

- 高年齢者雇用確保措置の未実施企業に対し個別訪問を行うなど、指導を強化し、高年齢者雇用確保措置の定着を図る。
- 年金支給開始年齢の引上げも踏まえ、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入に取り組むよう、企業に積極的に働きかけるとともに、65歳までの雇用の確保を基盤としつつ、企業の実情に応じた形で65歳を超えて70歳まで働ける企業の普及に努める。

(注1) 法第52条第1項に基づく高年齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業927社について、集計(うち中小企業(31人～300人規模)は884社、(31人～50人規模は325社、51～300人規模は559社)、大企業(301人以上規模)は43社)。なお、当該報告は平成20年度まで51人以上規模の企業を集計対象としていたが、昨年度から31人規模の企業とした。

(注2) 事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年の定めを廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置(「高年齢者雇用確保措置」)を講じなければならない(法第9条第1項)。なお、定年の引上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年4月までに段階的に引上げられる(現在は、64歳)。

(注3) 中小企業とは常時雇用する労働者が31人～300人規模の企業。

(注4) 大企業とは常時雇用する労働者が301人以上規模の企業。

(注5) 65歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業、希望者全員を対象とした65歳以上までの継続雇用制度を導入している企業。

(注6) 70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止した企業又は70歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業。

## 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

### (1) 全体の状況

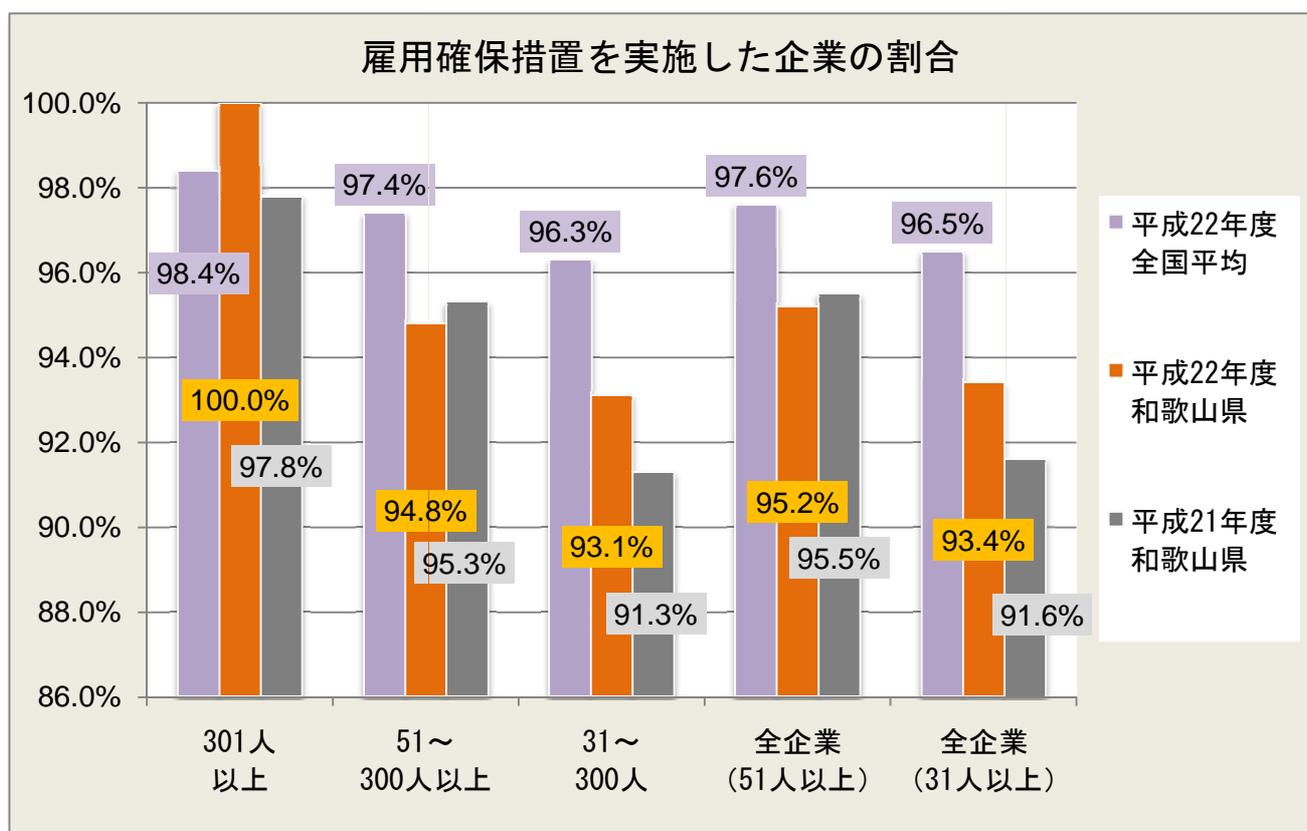
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という）の実施済企業の割合は93.4%（866社）（前年比1.8ポイント増）、51人以上規模の企業で95.2%（573社）、となっている。

一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は6.6%（61社）（前年比1.8ポイント減）、51人以上規模の企業で4.8%（29社）、となっている。

このように、企業における雇用確保措置は着実に進展している状況です。（別紙表1）。

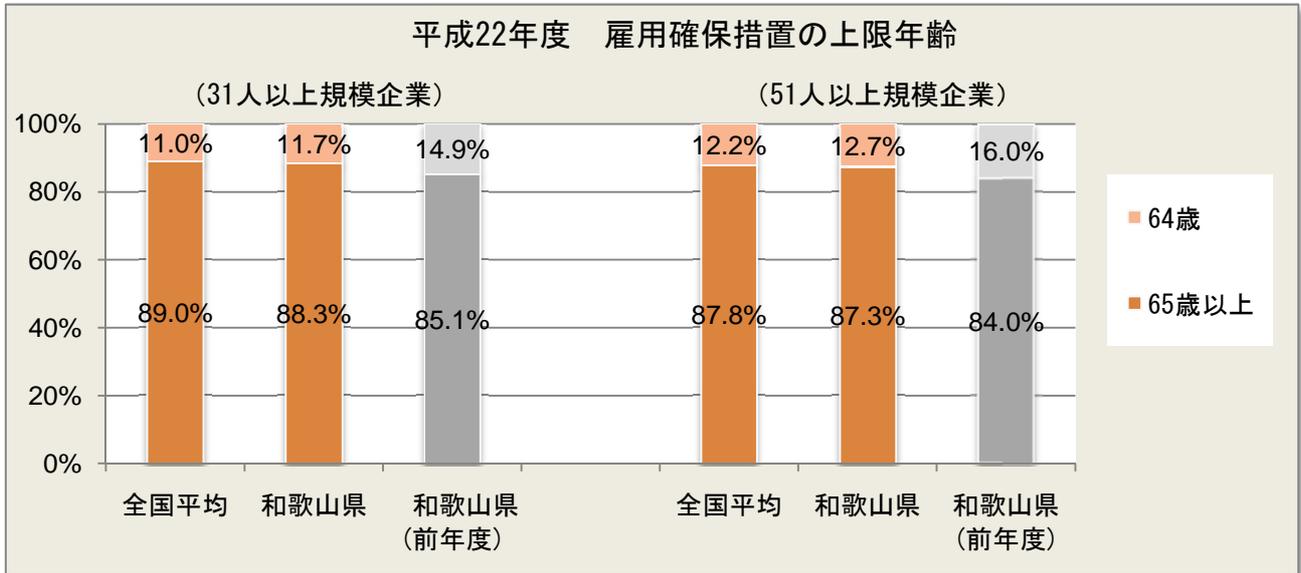
### (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100%（43社）（前年比2.2ポイントの増加）、中小企業では93.1%（823社）（前年比1.8ポイントの増加）、51人～300人規模の企業で94.8%（530社）、となっており、全ての大企業が雇用確保措置を実施し、また、中小企業の実施状況も着実に進展している（別紙表1）。



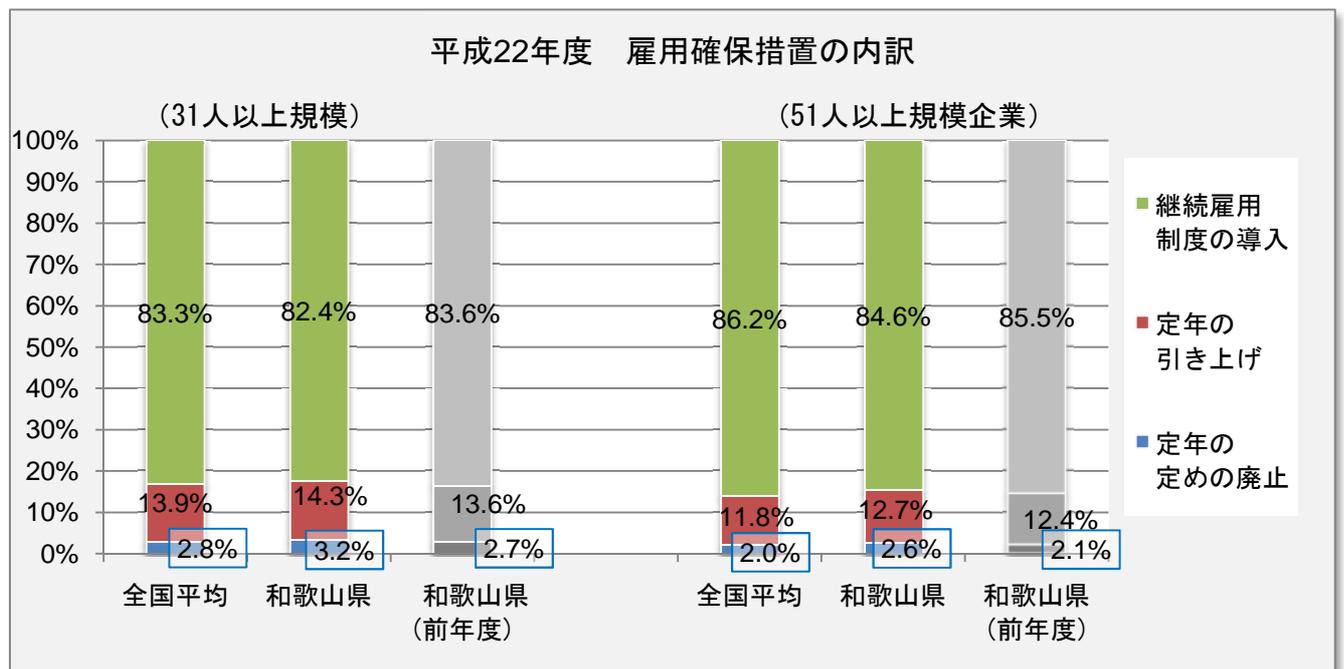
### (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢とした企業は11.7%（101社）（51人以上規模の企業で12.7%（73社））となる一方、法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は88.3%（765社）（前年比3.2ポイントの増加）、51人以上規模の企業で87.3%（500社）、となっている（別紙表3-1）。



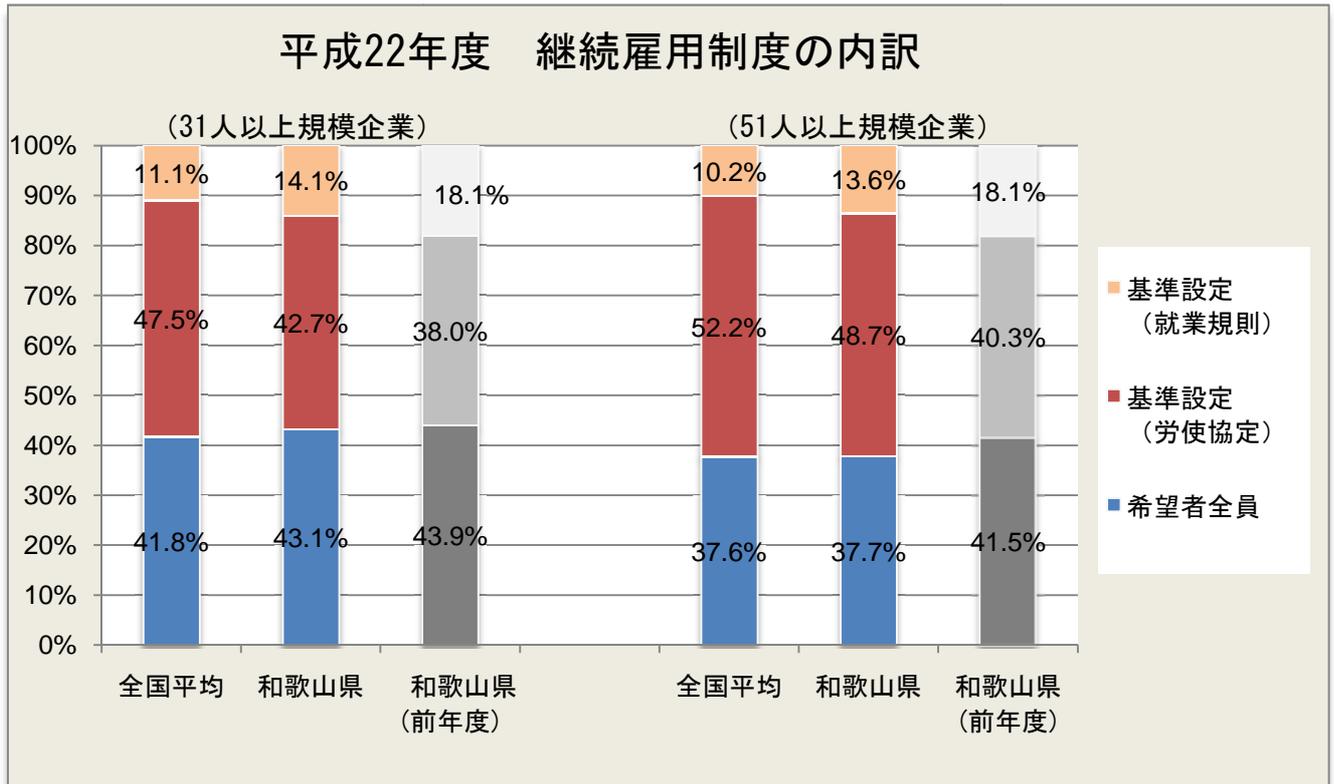
### (4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の定め廃止」の措置を講じた企業は3.2%（28社）（51人以上規模の企業で2.6%（15社））、「定年の引き上げ」の措置を講じた企業は14.3%（124社）（51人以上規模の企業で12.7%（73社））、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は82.4%（714社）（51人以上規模の企業で84.6%（485社））となっている（別紙表3-2）。



## (5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業（714社）のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は43.1%（308社）（51人以上規模の企業で37.7%（183社））、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は42.7%（305社）（51人以上規模の企業で48.7%（236社））、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は14.1%（101社）（51人以上規模の企業で13.6%（66社））となっている（別紙表3-3）。



## (6) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業<sup>(※5)</sup>の割合（全企業中）は45.6%（423社）（前年比2.7ポイント増加）、51人以上規模の企業で40.9%（246社）、となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では46.7%（413社）（前年比2.9ポイント増加）51～300人規模の企業で42.2%（236社）、（前年比0.7ポイント減少）、大企業では23.3%（10社）（前年比0.6ポイント減少）となっている（別紙表4）。

## (7) 「70歳までの雇用確保措置を実施した企業」の割合

「70歳まで働ける企業」<sup>(※6)</sup>の割合（全企業中）は16.4%（152社）（前年比0.3ポイント増加）51人以上規模の企業で14.8%（89社）、となっている。

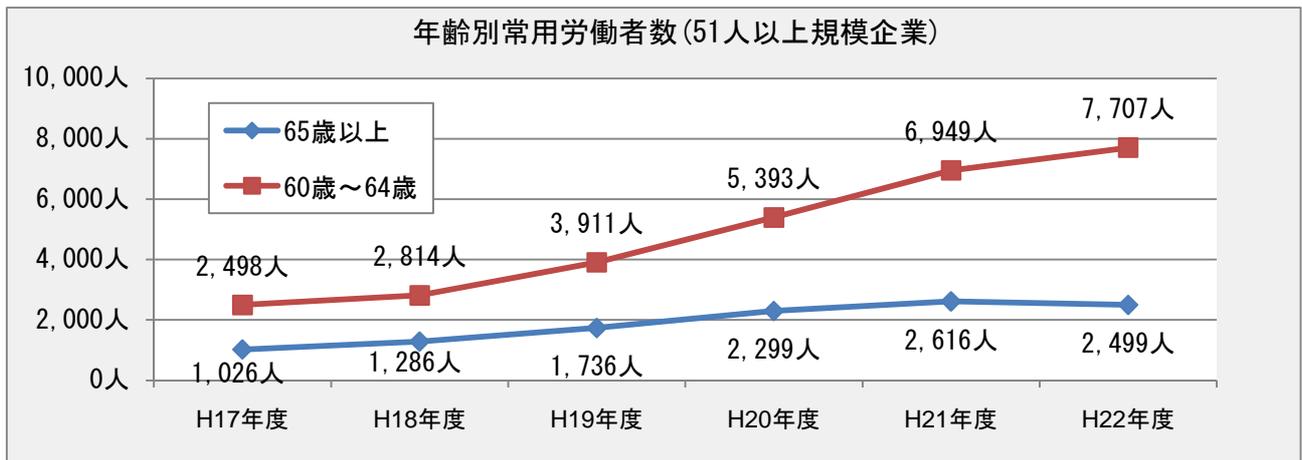
企業規模別に見ると、中小企業では17.0%（150社）（前年比0.4ポイント増加）、51～300人規模の企業で15.6%（87社）（前年比1.5ポイント減少）、大企業では4.7%（前年比1.8ポイント減少）となっている（別紙表5）。

## 2 雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の動向

### (1) 常用労働者数の推移

・60歳～64歳の常用労働者数は8,805人で昨年の7,982人より823人10.3ポイント増加している。(51人以上規模の企業で、雇用確保措置の義務化前(平成17年)に比較して、2,498人から7,707人と大幅に増加)

・65歳以上の常用労働者数は2,941人で昨年の3,032人からは3.0ポイント減少している。(51人以上規模の企業で、雇用確保措置の義務化前(平成17年)に比較して、1,026人から2,499人と、大幅に増加している(別紙表6)。



### (2) 定年到達予定者に占める継続雇用予定者の状況

定年到達予定者のうち継続雇用される予定の者の数(割合)は1,592人(78.2%)(昨年比6.7ポイント増加)、51人以上規模の企業で1,351人(77.3%)(昨年比5.9ポイントの増加)と増加している。(別紙表7)。

## 3 今後の取組

### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

企業における雇用確保措置は着実に進展しているが、継続雇用制度に係る対象者の基準にかかる経過措置が今年度末で経過措置の適用がなくなることから、継続雇用制度について希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入を行うか、対象者に係る基準を維持するのであれば労使協定を締結するよう指導、助言を行い、雇用確保措置の未実施企業については、労働局、ハローワークの幹部等による個別指導を強力に実施し、雇用の確保を図っていくこととしています。

### (2) 希望者全員が65歳まで働ける企業の普及

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを図っていきます。

### (3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組むこととしています。

表1 雇用確保措置の実施状況

	①実施済		②未実施		①+②合計	
31～300人	823(829)		61(79)		884(908)	
	93.1% (91.3%)		6.9%(8.7%)		100.0% (100.0%)	
	31～50人	293	32	325	100.0% (100.0%)	
51～300人	90.2%		9.8%		100.0% (100.0%)	
	530(529)		29(26)		559(555)	
301人以上	94.8% (95.3%)		5.2% (4.7%)		100.0% (100.0%)	
	43(45)		0(1)		43(46)	
企業数	100% (97.8%)		0.0% (2.2%)		100.0% (100.0%)	
	866(874)		61(80)		927(954)	
企業数	93.4%(91.6%)		6.6%(8.4%)		100.0%(100.0%)	
	51人 以上	573 (574)	51人 以上	29 (27)	51人 以上	602 (601)
		95.2% (95.5%)		4.8% (4.5%)		100.0% (100.0%)

(注)( )内は、平成21年6月1日現在の数値。表1～5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

規模別	①実施済企業割合		②未実施企業割合		
	31人以上	51人以上	31人以上	51人以上	
31～50人	90.2%	85.0%	9.8%	15.0%	
51～100人	93.4%	93.4%	6.6%	6.6%	
101～300人	96.1%	98.2%	3.9%	1.8%	
301～500人	100.0%	96.6%	0.0%	3.4%	
501～1000人	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
1,001人以上	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
合計	93.4%		6.6%		
産業別	農、林、漁業	90.0%	80.0% (100.0%)	10.0%	20.0% ( 0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	100.0% (100.0%)	0.0%	0.0% ( 0.0%)
	建設業	93.9%	100.0% (92.3%)	6.1%	0.0% ( 7.7%)
	製造業	94.5%	95.1% (98.8%)	5.5%	4.9% ( 1.2%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	100.0% (100.0%)	0.0%	0.0% ( 0.0%)
	情報通信業	92.9%	90.0% (80.0%)	7.1%	10.0% (20.0%)
	運輸、郵便業	90.0%	93.9% (95.7%)	10.0%	6.1% ( 4.3%)
	卸売業、小売業	88.1%	93.6% (92.5%)	11.9%	6.4% ( 7.5%)
	金融業、保険業	100.0%	100.0% (100.0%)	0.0%	0.0% ( 0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	100.0% (80.0%)	0.0%	0.0% (20.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	90.0%	80.0% (100.0%)	10.0%	20.0% ( 0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	90.3%	87.5% (92.0%)	9.7%	12.5% ( 8.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	89.2%	94.7% (100.0%)	10.8%	5.3% ( 0.0%)
	教育、学習支援業	78.6%	80.0% (70.0%)	21.4%	20.0% (30.0%)
	医療、福祉	97.7%	98.3% (95.8%)	2.3%	1.7% ( 4.2%)
	複合サービス事業	100.0%	100.0% (100.0%)	0.0%	0.0% ( 0.0%)
	その他のサービス業	93.5%	96.7% (96.9%)	6.5%	3.3% ( 3.1%)
	合計	93.4%	95.2% (95.5%)	6.6%	4.8% ( 4.5%)

### 表3 雇用確保措置実施企業に関する状況

表3-1 雇用確保措置の上限年齢

	①65歳以上 (含定年制なし)	②64歳 (平成21年は63歳)	①+②合計
31～300人	732 (710)	91 (119)	823 (829)
	88.9% (85.6%)	11.1% (14.4%)	100.0% (100.0%)
31～50人	265 (262)	28 (38)	293 (300)
	90.4% (87.3%)	9.6% (12.7%)	100.0% (100.0%)
51～300人	467 (448)	63 (81)	530 (529)
	88.1% (84.7%)	11.9% (15.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	33 (34)	10 (11)	43 (45)
	76.7% (75.6%)	23.3% (24.4%)	100.0% (100.0%)
企業数	765 (744)	101 (130)	866 (874)
	88.3% (85.1%)	11.7% (14.9%)	100.0% (100.0%)
	51人以上 500 (482) 87.3% (84.0%)	51人以上 73 (92) 12.7% (16.1%)	51人以上 573 (574) 100.0% (100.0%)

表3-2 雇用確保措置の内訳

	①定年の定め の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度 の導入	①+②+③合計
31～300人	28 (24)	120 (114)	675 (691)	823 (829)
	3.4% (2.9%)	14.6% (13.8%)	82/0% (83.4%)	100.0% (100.0%)
31～50人	13 (12)	51 (48)	229 (240)	293 (300)
	4.4% (4.0%)	17.4% (16.0%)	78.2% (80.0%)	100.0% (100.0%)
51～300人	15 (12)	69 (66)	446 (451)	530 (529)
	2.8% (2.3%)	13.0% (12.5%)	84.2% (85.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	4 (5)	39 (40)	43 (45)
	0.0% (0.0%)	9.3% (11.1%)	90.7% (88.9%)	100.0% (100.0%)
企業数	28 (24)	124 (119)	714 (731)	866 (874)
	3.2% (2.7%)	14.3% (13.6%)	82.4% (83.6%)	100.0% (100.0%)
	51人以上 15 (12) 2.6% (2.1%)	51人以上 73 (71) 12.7% (12.4%)	51人以上 485 (491) 84.6% (85.5%)	51人以上 573 (574) 100.0% (100.0%)

表3-3 継続雇用制度の内訳

	①希望者全員	②基準該当者		①+②合計
31～300人	300 (311)	375 (380)		675 (691)
		労使協定 274 (248)	就業規則等 101 (132)	
	44.4% (45.0%)	40.6% (35.9%)	15.0% (19.1%)	100.0% (100.0%)
31～50人	125 (117)	104 (123)		229 (240)
		労使協定 69 (80)	就業規則等 35 (43)	
	54.6% (48.8%)	30.1% (33.3%)	15.3% (17.3%)	100.0% (100.0%)
51～300人	175 (194)	257 (245)		446 (451)
		労使協定 205 (168)	就業規則等 66 (89)	
	39.2% (43.0%)	46.0% (37.3%)	14.8% (19.7%)	100.0% (100.0%)
301人以上	8 (10)	30(30)		39 (40)
		労使協定 31 (30)	就業規則等 —	
	20.5% (25%)	79.5% (75.0%)	—	100.0% (100.0%)
企業数	308 (321)	406 (410)		714 (731)
		労使協定 305 (278)	就業規則等 101 (132)	
	43.1% (43.9%)	42.7% (38.0%)	14.1% (18.1%)	100.0% (100.0%)
	51人以上 183 (204)	51人以上 287 (287)		51人以上 485 (491)
		労使協定 236 (198)	就業規則等 66 (89)	
37.7% (41.5%)	48.7% (40.3%)	13.6% (18.1%)	100.0% (100.0%)	

表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合

				合計	報告した すべての企業
	定年の定めのある廃止	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用		
31～300人	28 (24)	107 (97)	278 (277)	413 (398)	884 (908)
	3.2% (2.6%)	12.1% (10.7%)	31.4% (30.5%)	46.7% (43.8%)	100.0% (100.0%)
31～50人	13 (12)	46 (45)	118 (103)	177 (160)	325 (353)
	4.0% (3.4%)	14.2% (12.7%)	36.3% (29.2%)	54.5% (45.3%)	100.0% (100.0%)
51～300人	15 (12)	61 (52)	160 (174)	236 (238)	559 (555)
	2.7% (2.2%)	10.9% (9.4%)	28.6% (31.4%)	42.2% (42.9%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	2 (3)	8 (8)	10 (11)	43 (46)
	0.0% (0.0%)	4.7% (6.5%)	18.6% (17.4%)	23.3% (23.9%)	100.0% (100.0%)
企業数	28 (24)	109 (100)	286 (285)	423 (409)	927 (954)
	3.0% (2.5%)	11.8% (10.5%)	30.9% (29.9%)	45.6% (42.9%)	100.0% (100.0%)
51人 以上	15 (12)	63 (55)	168 (182)	246 (249)	602 (601)
	2.5% (2.0%)	10.5% (9.2%)	27.9% (30.3%)	40.9% (41.4%)	100.0% (100.0%)

表5 「70歳まで働ける企業」の割合

	定年の定めのある廃止	70歳以上定年	継続雇用			合計	報告した すべての企業
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	その他の 制度で 70歳以上		
31～300人	28 (24)	6 (3)	25 (28)	67 (70)	24 (26)	150 (151)	884 (908)
	3.2% (2.6%)	0.7% (0.3%)	2.8% (3.1%)	7.6% (7.7%)	2.7% (2.9%)	17.0% (16.6%)	100.0% (100.0%)
31～50人	13 (12)	2 (1)	12 (14)	23 (20)	13 (9)	63 (56)	325 (353)
	4.0% (3.4%)	0.6% (0.3%)	3.7% (4.0%)	7.1% (5.7%)	4.0% (2.5%)	19.4% (15.9%)	100.0% (100.0%)
51～300人	15 (12)	4 (2)	13 (14)	44 (50)	11 (17)	87 (95)	559 (555)
	2.7% (2.2%)	0.7% (0.4%)	2.3% (2.5%)	7.9% (9.0%)	2.0% (3.1%)	15.6% (17.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2 (2)	0 (0)	2 (3)	43 (46)
	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (2.2%)	4.7% (4.3%)	0.0% (0.0%)	4.7% (6.5%)	100.0% (100.0%)
企業数	28 (24)	6 (3)	25 (29)	69 (72)	24 (26)	152 (154)	927 (954)
	3.0% (2.5%)	0.6% (0.3%)	2.7% (3.0%)	7.4% (7.5%)	2.6% (2.7%)	16.4% (16.1%)	100.0% (100.0%)
51人 以上	15 (12)	4 (2)	13 (15)	46 (52)	11 (17)	89 (98)	602 (601)
	2.5% (2.0%)	0.7% (0.3%)	2.2% (2.5%)	7.6% (8.7%)	1.8% (2.8%)	14.8% (16.3%)	100.0% (100.0%)

(注)「合計」欄の本年度の数値には、「その他の制度で70歳以上」企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことのできる制度を含むが、( )内の昨年6月の数値には、当該制度を含まない。

**表6 年齢別常用労働者**

	年齢計	60歳～64歳	65歳以上
平成17年	72,229人(100.0)	2,498人(100.0)	1,026人(100.0)
平成18年	86,036人(119.1)	2,814人(112.7)	1,286人(125.3)
平成19年	92,124人(127.5)	3,911人(156.6)	1,736人(169.2)
平成20年	100,019人(138.5)	5,393人(215.9)	2,299人(224.1)
平成21年 (51人以上)	104,378人(144.5)	6,949人(278.2)	2,616人(255.0)
平成22年 (51人以上)	104,387人(144.5)	7,707人(308.5)	2,499人(243.6)
平成21年 (31人以上)	118,539人	7,982人	3,032人
平成22年 (31人以上)	117,460人	8,805人	2,941人

(注) ( )内は平成17年を100とした場合の比率

**表7 定年到達予定者等の状況**

	定年到達者(予定) (注2)	継続雇用者(予定)	定年による離職者 (予定)	基準に該当しないこと による離職者 (予定)	未定
平成17年	763人(100.0%)	362人(47.4%)	401人(52.6%)		
平成18年	1,317人(100.0%)	1,007人(76.4%)	288人(21.9%)	22人(1.7%)	
平成19年	1,567人(100.0%)	1,253人(80.0%)	286人(18.2%)	28人(1.8%)	
平成20年	1,588人(100.0%)	1,221人(76.9%)	276人(17.4%)	32人(2.0%)	59人(3.7%)
平成21年 (51人以上)	1,769人(100.0%)	1,263人(71.4%)	254人(14.4%)	21人(1.2%)	231人(13.1%)
平成22年 (51人以上)	1,748人(100.0%)	1,351人(77.3%)	372人(21.3%)	25人(1.4%)	
平成21年 (31人以上)	2,041人(100.0%)	1,459人(71.5%)	294人(14.4%)	23人(1.1%)	265人(13.0%)
平成22年 (31人以上)	2,036人(100.0%)	1,592人(78.2%)	417人(20.5%)	27人(1.3%)	

(注)1 平成19年については、定年到達予定者に内訳の確認出来ない 728人が含まれる。

(注)2 平成22年については、過去1年間の実際の定年到達者についての内訳となる。